

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

野田市立東部小学校

1. 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

『いじめは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの』と定義する。

(2) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめの問題への対応は、本校における最重要課題の一つである。これは担任が一人だけで対応する問題ではなく、学校全体で組織的に対応するべき問題である。また、保護者や地域の力、関係諸機関の力も取り込みながら連携を図ることが必要である。

いじめを背景として、教育を受ける権利の侵害や児童の生命や心身に重大な危険が生じることのないよう未然に防ぐ取り組みを重要視し、いじめ防止の対策を行う。

(3) 児童の責務

すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、見て見ぬふりをしてはならない。

そのために、いじめが心身に及ぼす影響などについて理解を深めなければならない。

(4) 学校および教職員の責務

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

児童の生きる力と自分と他者の命を大切にする心を育むとともに、心豊かで安全・安心な学校作りに取り組まなくてはならない。

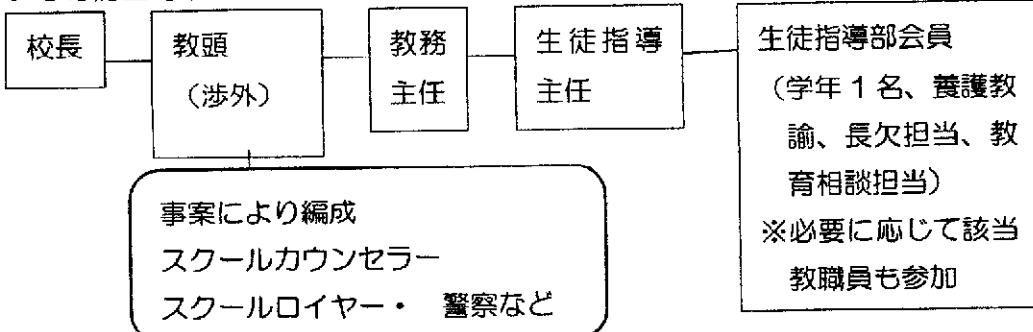
また、在籍する児童がいじめを受けているときは、適切かつ迅速に学校全体で対処するとともに、全力でいじめられている児童を守らなければならない。

(5) 保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努める。

2. 組織

(1) いじめ防止対策の組織



(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめ防止の日常的取り組みの主導的役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの事案の組織的対応の核としての役割。

(3) 会議の開催

- ①毎週1回終礼の際に開催する。
- ②生徒指導部会を月に1回開催する
- ③緊急を要するいじめに関する情報をつかんだときは会議を開催することがある。
- ④必要に応じて教員のいじめ対応力強化や組織的対応の校内研修を実施する。

3. いじめの未然防止について

- (1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。学校目標や学級目標にいじめ防止につながる内容などを盛り込み、民主的な学級経営に努める。
- (2) いじめを許さない、見逃さない児童の育成に努める。
- (3) いじめを起こさない児童育成のための、主に学校で取り組むべき課題を認識する。
 - ・規律や思いやり、公正、自尊感情の高まり など
- (4) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。
- (5) 過度の競争意識や勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることを常に意識し、指導に当たる。
- (6) 道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラムなどの計画的、組織的な指導計画を作成する。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめ等について指導していく。
- (8) 児童の自主的な活動を支援する。
 - ・いのちを大切にするキャンペーン、児童会による活動、集会などを通じたよびかけな

ど。

(9) その他（教職員の配慮事項）

①学級担任

- ・日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促すような指導をしていく。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方には細心の注意をはらう。

②養護教諭

- ・学校の教育活動の様々な場面で、命の大切さを取り上げ、児童にはたらきかけていく。

③生徒指導主任（生徒指導部会）

- ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・生徒指導部会を定期的に開催し、いじめ防止対策との関連を図る。

④校長・教頭

- ・全校集会などでいじめの問題にふれるなどして、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員にはたらきかける。

4. いじめの早期発見について

(1) 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。

①第1回「いじめ実態調査」 6月実施

「いじめ実態調査」の追跡調査 9月実施

継続支援状況の確認 通年にわたって実施

②第2回「いじめ実態調査」 11月実施

「いじめ実態調査」の追跡調査 1月実施

継続支援状況の確認 通年にわたって実施

(2) 教育相談期間を実施する。

全校児童を対象とした「いじめ実態調査」前に行う。

①第1回 6月実施

②第2回 11月実施

(3) 家庭、地域と連携し、情報の共有化を図る。

①家庭との連携

日頃より情報を共有化しやすい関係を築き、子どもの変化などについては速やかに学校に相談するように啓発していく。

②PTA や地域との連携

深刻ないじめ問題が発生した際は、PTA と協議する機会を設ける。

(4) いじめ防止・対策に関わる依頼や行事への参加協力および啓発活動を行う。

(学校だより、PTA 広報誌などの活用)

(5) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

(6) その他（教職員の配慮事項）

①学級担任

- ・日頃からの児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにし、児童とのコミュニケーションを大切にする。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

②養護教諭

- ・保健室を利用する児童から得られる情報の収集に努め、悩み相談などを積極的にはたらきかけていく。

③生徒指導主任（生徒指導部会）

- ・アンケート調査の取りまとめを行い、全校の状況を把握する。
- ・いじめに関する情報などの周知を行う。
- ・該当学級担任との情報交換に努める。

④校長・教頭

- ・児童および保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談活動が適切に機能しているか、定期的に点検する。

5. いじめの相談・通報の体制について

(1) 日常的な教育相談活動に努め、体制を整備して、教育相談の充実を図る。

1 学校は、いじめを受けた児童及び助けようとした児童を徹底して守り抜く。

2 いじめの傍観者にならないために、いじめについて相談することや通報することの重要性を伝える。

(2) 学校相談の窓口、「ひばり教育相談」を含め、県内の相談窓口に周知する。

① 学校の相談窓口担当者（ 教頭・養護教諭 ）

② ひばり教育相談 TEL 04(7125)8088

③ 学校・野田市以外の主な相談窓口

・24時間子供SOSダイヤル TEL 0120(0)78310

・県子どもと親のサポートセンター TEL 0120(415)446

・千葉いのちの電話 TEL 043(227)3900

- ・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)
(非行・犯罪被害などに関すること) TEL 0120(783)497
- ・子どもの人権110番 TEL 0120(007)110

(3) ひばり教育相談員、スクールカウンセラーの学校派遣を依頼し、協力や助言を受ける。

6. いじめを認知した場合の対応について

(1) 情報を収集する。(学級担任)

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を抑止する。
- ・アンケートなどにより、いじめの可能性をつかんだ場合は、できるだけ早く初動を起こす。
- ・関係児童から聞き取り調査などを行い、いじめの実態解明を行う。
(調査の方法や場所などについては、慎重を期す)
- ・関係教職員、保護者などからの情報を収集する。
- ・得られた情報は記録し、必要に応じて周知する。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 指導・支援体制を整える。

- ・指導・支援体制を組み、方針を決定する。
- ・関係諸機関との連携の必要性について検討する。
- ・児童の生命、身体などに重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・隨時指導・支援体制に修正を加え、組織的な対応をとるようにする。
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。

7. いじめの指導について

※常に状況の把握に努める。

※隨時指導体制に修正を加え、組織で適切に対応する。

(1) 児童への指導・支援を行う。

～組織で決定した指導・支援体制に基づき行う

①いじめられた児童に対応する教職員

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対して、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人物と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・SC、SSW 等との連携を図り、いじめられた児童のケアに努める。

②いじめた児童に対応する教員

- ・いじめは人格を傷つけ、生命・身体・財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめの実態に応じては、必要に応じて所轄警察署や関係機関との連携を図る。
- ・いじめの背景にも目をむけ、不満やストレスがある場合の適切な解消の仕方についても指導する。

③学級担任等

- ・個々のいじめの問題は、クラスまたは学校全体の問題として解決することを大事にし、みんなで話し合うことによって可能な限り問題を共有できるようにする。
- ・学級で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④組織

- ・週1回の終礼にて気になる児童についての情報共有を図り、共通理解を深めていく。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る等、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、おりにふれ必要な支援を行う。
- ・指導記録を確実に保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引継ぎを行う。

(2) 保護者と連携を図る

- ・家庭訪問（加害児童、被害児童とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）などにより、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実関係のための聞き取りやアンケートなどにより判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8. 重大事態への対処について（フロー図参照）

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
(自殺の企図、重大な傷害、金品の重大な被害、精神性の疾患、など)

② いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

(30日が目安、一定期間連続して欠席した場合には、30日に限らず学校の判断により、迅速に調査着手し、設置者にも報告する。)

③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

9. 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

(2) いじめについての取り組みについて

- ・学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて点検する。
- ・評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ・評価結果を公開し、周知に努める。

10. 年間指導計画

教育委員会及び施策等に係る事項		学校行事（会議等）	教科、道徳等	特別活動	備考
4月	○いのちを大切にするキャンペーン ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○野田市スクールサポーター配置 ○SOS の出し方教育	○いじめ防止対策推進会議（定例）	○きまりを守る	○東部小よい子の一日 ○1年生をむかえる会	○あさひ学級交流教室開始
5月	○野教研生徒指導部会 ○小中生徒指導推進研究協議会	○いじめ防止対策推進会議（定例）	○いじめに関する題材（随時）	○陸上部壮行会 ○運動会	○家庭確認
6月	○第1回学警連協議会 ○第1回保護司学校連絡会 ○教育相談 ○第1回いじめ実態調査 ○スクールサポーター報告会	○いじめ防止対策推進会議（定例） ○教育相談週間 ○実態調査の分析 ○特別支援校内委員会	（○特別支援学校との交流） ○修学旅行	○たてわり活動発足式	○QU 検査（3年生以上）
7月	○第2回学警連協議会 ○夏季休業における児童生徒の指導 ○教育相談研修会	○いじめ防止対策推進会議（定例） ○学級懇談会			

	○学校人権教育指導者養成講座 ○教育相談連絡会 ○SOS の出し方教育				
8月	○野教研生徒指導部会 ○教頭・教務主任合同研修会 ○実践教育相談 ○情報モラル指導者研修	○いじめ防止対策推進会議（定例）			
9月	○いじめ実態調査の追跡調査 ○追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	○いじめ防止対策推進会議（定例）	○林間学校 ○あおいそら 標語		
10月	○追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	○いじめ防止対策推進会議（定例）		○東部っ子 まつり	
11月	○教育相談 ○第2回いじめ実態調査	○教育相談週間 ○いじめ防止対策推進会議（定例） ○実態調査の分析		○校内音楽会	
12月	○第3回学齢連協議会 ○冬季休業における児童生徒の指導 ○教育相談連絡会	○いじめ防止対策推進会議（定例） ○教育相談週間	○人権作品	○東部地区 マラソン	○QU 検査（3年生以上）
1月	○いじめ実態調査の追跡調査 ○追跡調査に係る学校訪問（聞き取り）	○いじめ防止対策推進会議（定例）	（○特別支援 学校との交 流）	○新児童会 役員 ○たてわり お別れ会	
2月	○追跡調査に係る学校訪問（聞き取り） ○第2回保護司学校連絡会 ○学年末学年始め休業における児童生徒の指導	○いじめ防止対策推進会議（定例）		○児童会引 継ぎ式	○幼保小連絡会
3月	○生徒指導主任連絡会 ○いじめ実態調査最終報告（聞き取り） ○教員実践教育相談	○いじめ防止対策推進会議（定例）	○感謝の気持 ち	○卒業を祝 う会	